

令和3年度 若久特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、2月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。前年度からの引継ぎを確実にいき、わずかな生徒の反応を見逃すことなく、学校全体で対応していく。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の4つのポイントをあげる。

- (1) 命の教育の推進
- (2) 人間関係・集団づくりの推進
- (3) 体験活動の推進
- (4) 基本的な生活習慣の定着と規範意識の育成

< 若久特別支援学校 いじめゼロ宣言 >

- ・いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません
- ・一人ひとりのSOS 気づいて みんなで助けます

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 全ての児童生徒に対する「いじめは決して許されないこと」の理解の促進
 - 児童生徒の豊かな情操や道徳心の涵養
 - 心の通う人間関係を構築する能力の素地の育成
 - 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの推進
 - いじめの問題への取組及び学校、家庭、地域が一体となって取組を推進することの重要性に関する市民への普及啓発
 - 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。
- (2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携
 - いじめ問題について、地域、家庭と連携した対策の推進やより多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努めるものとする。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

全ての大人が連携し、児童生徒のわずかな変化に気付く力を高め、人間関係のささいなトラブルにおいても、早い段階から的確に関わり、適切に解決する。

- (1) 教育相談の実施
- (2) 児童生徒がいじめを訴えやすい体制の充実
- (3) 家庭・地域と連携して見守る取組の充実

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ，加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し，組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について，客観的な事実確認を行い，その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し，被害児童生徒をはじめ，被害児童生徒の保護者や加害児童生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行なう。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅とした組織的指導の徹底を図り，いじめを行なった児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して，教育委員会の支援チームの活用を行い，いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童生徒の権利・利益を擁護するための配慮として，区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い，児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害児童生徒に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導するとともに，加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ，早期に警察に相談・通報し，警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため，教育委員会と連携し，学校基本方針の共通理解，いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」，教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し，自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては，方針を検討する段階から保護者，地域住民，関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし，また，児童生徒の意見を取り入れるなど，いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については，学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに，その内容を，必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒，保護者，関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針は，学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (4) 学校基本方針に基づき，取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し，必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○名称 若久特別支援学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・いじめを生まない教育活動の推進
- ・いじめの早期発見，早期対応の継続的指導の取組と充実
- ・家庭，地域，関係機関との積極的で密接な連携
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成（別添資料1参照）

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

（1）組織の名称と役割

○名称 若久特別支援学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

（2）組織の構成員（別途資料1参照）

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成	P	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止基本方針提出	D P P	
5	いじめに関するアンケート	C	家庭訪問 高等部説明会・進路説明会 中学部説明会 校内いじめ防止対策委員会	DC D D D	
6	「いじめゼロ取組月間」	D	校内いじめ防止対策委員会 若久特別支援学校いじめ防止 対策委員会	D C	
7	いじめに関するアンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 個人懇談	D DC	
8	いじめゼロサミット2020参加	D	校内いじめ防止対策委員会 校内研修	D D	
9	いじめゼロ実現プロジェクト 生徒会による取り組み	D D	校内いじめ防止対策委員会 若久特別支援学校いじめ防止 対策委員会	D C	
10			校内いじめ防止対策委員会 進路説明会	D D	
11			校内いじめ防止対策委員会	D	
12	いじめに関するアンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 個人懇談	D DC	
1			校内いじめ防止対策委員会	D	
2	生徒会による取り組み	DA	校内いじめ防止対策委員会 若久特別支援学校いじめ防止 対策委員会	D C	
3	いじめに関するアンケート	C	校内いじめ防止対策委員会 個人懇談	A D	